

令和4年12月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		11
内 訳	新規制定	0
	一部改正	10
	一部改正等	1
	廃止	0

1 長野市議会議員及び長野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

担当課	選挙管理委員会事務局								
理由	公職選挙法施行令の一部改正により国政選挙における選挙運動の公費負担の額が見直されたため、これに準じて市議会議員及び市長の選挙における選挙運動（以下「選挙運動」という。）の公費負担の額を見直すことに伴い、改正するもの								
主な内容	<p>(1) 選挙運動のために使用する自動車（以下「自動車」という。）の借入れ契約をする場合の当該自動車の借入れに係る公費負担の限度額を1日当たり1万5,800円から1日当たり1万6,100円に改める。</p> <p>(2) 自動車に供給した燃料の購入に係る公費負担の限度額を1日当たり7,560円から1日当たり7,700円に改める。</p> <p>(3) 選挙運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額を1枚当たり7円51銭から1枚当たり7円73銭に改める。</p> <p>(4) 選挙運動のために使用するポスターの作成に係るポスター1枚当たりの公費負担の限度額を次のとおり改める。</p> <p>ア ポスターの掲示場の数（以下「掲示場数」という。）が500以下の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改正前</td> <td>$(525円6銭 \times \text{掲示場数} + 8万6,400円) \div \text{掲示場数}$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>$(541円31銭 \times \text{掲示場数} + 8万8,000円) \div \text{掲示場数}$</td> </tr> </table> <p>イ 掲示場数が500を超える場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改正前</td> <td>$\{27円50銭 \times (\text{掲示場数} - 500) + 34万8,930円\} \div \text{掲示場数}$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>$\{28円35銭 \times (\text{掲示場数} - 500) + 35万8,655円\} \div \text{掲示場数}$</td> </tr> </table>	改正前	$(525円6銭 \times \text{掲示場数} + 8万6,400円) \div \text{掲示場数}$	改正後	$(541円31銭 \times \text{掲示場数} + 8万8,000円) \div \text{掲示場数}$	改正前	$\{27円50銭 \times (\text{掲示場数} - 500) + 34万8,930円\} \div \text{掲示場数}$	改正後	$\{28円35銭 \times (\text{掲示場数} - 500) + 35万8,655円\} \div \text{掲示場数}$
改正前	$(525円6銭 \times \text{掲示場数} + 8万6,400円) \div \text{掲示場数}$								
改正後	$(541円31銭 \times \text{掲示場数} + 8万8,000円) \div \text{掲示場数}$								
改正前	$\{27円50銭 \times (\text{掲示場数} - 500) + 34万8,930円\} \div \text{掲示場数}$								
改正後	$\{28円35銭 \times (\text{掲示場数} - 500) + 35万8,655円\} \div \text{掲示場数}$								
施行期日	公布の日								

2 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例

担当課	総務部職員課、教育委員会事務局学校教育課、上下水道局総務課								
理由	地方公務員法（以下「法」という。）の一部改正により、本市職員の定年を引き上げること等に伴い、改正等をするもの								
主な内容	<p>(1) 長野市職員の定年に関する条例の一部改正</p> <p>ア 題名を「長野市職員の定年等に関する条例」に改める。</p> <p>イ 職員の定年を「60歳」から「65歳」に改める。</p> <p>ウ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員の定年については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢とするものと定める。</p> <table border="1" data-bbox="513 757 1356 954"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64歳</td> </tr> </table> <p>エ 法の規定による管理監督職勤務上限年齢制（任命権者が、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職等への降任等をするものをいう。）において、対象となる管理監督職は、管理職手当（学校職員にあっては、特別調整額）を支給される職員の職とし、管理監督職勤務上限年齢は、60歳とするものと定める。</p> <p>オ 任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものと定める。</p> <p>(2) 長野市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 再任用職員（定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用された職員をいう。以下同じ。）を定年前再任用短時間勤務職員（(1)オにより採用された職員をいう。以下同じ。）に改める。</p> <p>イ 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするものと定める。</p> <p>ウ 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後にお</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳								

	<p>ける最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とするものと定める。</p> <p>(3) 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正 当分の間、定年退職の場合の退職手当の基本額に係る規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用するものと定める。</p> <p>(4) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正 学校職員について、(2)アからウまでと同様の整備を行う。</p> <p>(5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 企業職員について、(2)アと同様の整備を行う。</p> <p>(6) 次に掲げる条例において、所要の条文整備を行う。 ア 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 イ 長野市職員の分限に関する条例 ウ 長野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 エ 長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例 オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 カ 長野市職員の育児休業等に関する条例 キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ク 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ケ 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(7) 長野市職員の再任用に関する条例の廃止</p>
施行期日	令和5年4月1日

3 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課、上下水道局総務課				
理由	国家公務員に準じて、非常勤職員の退職手当の支給に係る要件を見直すことに伴い、改正するもの				
主な内容	<p>(1) 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正 非常勤職員の退職手当の支給に係る要件の一部を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以</td> <td>常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以	常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日
改正前	改正後				
常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以	常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日				

	<p>上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者</p>	<p>(1月間の日数(長野市の休日 を定める条例に規定する休日の 日数は、算入しない。)が20日 に満たない日数の場合にあつて は、18日から20日と当該日数と の差に相当する日数を減じた日 数)以上ある月が引き続いて12 月を超えるに至った者</p>
	<p>(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 企業職員である会計年度任用職員について、(1)と同様の整備を行 う。</p>	
<p>施行期日</p>	<p>公布の日</p>	

4 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

担当課	環境部生活環境課			
理由	長野市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料を見直すことに伴い、改正するもの			
主な内容	(1) し尿処理手数料を次のとおり改める。			
	区分		改正前	改正後
定額によるもの	基本料（1世帯につき）		1月 68円	(改正なし)
	人数割料（1人につき）		1月 441円	1月 446円
	月2回以上くみ取りの場合の加算料（1回につき）		485円	490円
	便槽2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）		338円	342円
従量によるもの	36リットルまでごとに		412円	417円
特別加算料	清掃車から便槽又は浄化槽までのくみ取り可能な最短距離			
	40メートル以上60メートル未満（1回のくみ取りにつき）		338円	342円
	60メートル以上（1回のくみ取りにつき）		467円	472円
備考 定額によるし尿処理手数料の規定は、若穂地区、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区、信州新町地区及び中条地区においては、適用しない。				
(2) 生活雑排水処理手数料（簡易浄化槽の容量別定額（1回の作業につき））を次のとおり改める。				
区分		改正前	改正後	
100リットル未満		813円	893円	
100リットル以上 150リットル未満		1,057円	1,161円	
150リットル以上 200リットル未満		1,301円	1,429円	
200リットル以上		1,301円に50リットルまでごとに244円を加算した額	1,429円に50リットルまでごとに268円を加算した額	

施行期日	令和5年4月1日
------	----------

5 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	商工観光部観光振興課																
理由	長野市飯綱高原南グラウンド（以下「南グラウンド」という。）に係る利用料金を見直すことに伴い、改正するもの																
主な内容	<p>(1) 南グラウンドのグラウンドに係る利用料金の額の範囲を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前（午前8時～正午）</td> <td>10,400円以上 16,700円以下</td> <td>15,600円以上 25,000円以下</td> </tr> <tr> <td>午後（正午～午後5時）</td> <td>12,500円以上 20,900円以下</td> <td>18,700円以上 31,300円以下</td> </tr> <tr> <td>全日（午前8時～午後5時）</td> <td>20,900円以上 28,200円以下</td> <td>31,300円以上 42,300円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 グラウンドの利用面積が2分の1以内である場合のグラウンドの利用料金の額は、この表の午前、午後及び全日の時間区分に応じて指定管理者が定めた利用料金の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 南グラウンドの管理棟に係る利用料金の額は、次の表に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前（午前8時～正午）・午後（正午～午後5時）ごと</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1)の備考の場合において、利用の許可を受けた二者がこの表の午前又は午後の同一の時間区分にグラウンドを利用するときの管理棟の利用料金の額は、当該時間区分に応じた利用料金の額の2分の1に相当する額とする。</p>	区分	改正前	改正後	午前（午前8時～正午）	10,400円以上 16,700円以下	15,600円以上 25,000円以下	午後（正午～午後5時）	12,500円以上 20,900円以下	18,700円以上 31,300円以下	全日（午前8時～午後5時）	20,900円以上 28,200円以下	31,300円以上 42,300円以下	区分	金額	午前（午前8時～正午）・午後（正午～午後5時）ごと	1,300円
区分	改正前	改正後															
午前（午前8時～正午）	10,400円以上 16,700円以下	15,600円以上 25,000円以下															
午後（正午～午後5時）	12,500円以上 20,900円以下	18,700円以上 31,300円以下															
全日（午前8時～午後5時）	20,900円以上 28,200円以下	31,300円以上 42,300円以下															
区分	金額																
午前（午前8時～正午）・午後（正午～午後5時）ごと	1,300円																
施行期日	令和5年4月1日																

6 長野市農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	農林部農業政策課
理由	長野市大岡農水産物処理加工施設を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市農業振興施設から長野市大岡農水産物処理加工施設を除く。
施行期日	令和5年4月1日

7 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	建設部住宅課
理由	市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を、公営住宅法（以下「法」という。）に規定する管理の特例により長野県住宅供給公社に行わせることに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 市長は、法の規定により長野県住宅供給公社が市営住宅等の管理を行う場合においては、当該市営住宅等のこの条例の規定による管理を長野県住宅供給公社に行わせるものと定める。 (2) 市営住宅等の管理を指定管理者に行わせるものとする規定を除く。
施行期日	令和5年4月1日

8 長野市厚生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	建設部住宅課
理由	直路住宅を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市厚生住宅から直路住宅を除く。
施行期日	令和5年1月1日

9 長野市厚生住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	建設部住宅課
理由	長野市厚生住宅、長野市定住促進住宅及び長野市特定公共賃貸住宅を管理する者を、指定管理者から市長に変更することに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市厚生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市厚生住宅の管理を指定管理者に行わせるものとする規定を除く。 (2) 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市定住促進住宅について、(1)と同様の整備を行う。 (3) 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市特定公共賃貸住宅について、(1)と同様の整備を行う。
施行期日	令和5年4月1日

10 長野市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	都市整備部市街地整備課
理由	長野市七瀬従前居住者用住宅を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市従前居住者用住宅から長野市七瀬従前居住者用住宅を除く。
施行期日	公布の日

11 長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

担当課	地域・市民生活部人権・男女共同参画課、教育委員会事務局総務課
理由	長野市篠ノ井中央人権同和教育集会所及び長野市綱島人権同和教育集会所を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市人権同和教育集会所から長野市篠ノ井中央人権同和教育集会所及び長野市綱島人権同和教育集会所を除く。
施行期日	令和5年1月1日